



2024年3月28日

各 位

会 社 名 株式会社INFORICH

代表者名 代表取締役社長兼執行役員CEO 秋山 広宣  
(コード番号:9338 東証グロース市場)

問合せ先 取締役兼執行役員CFO 橋本 祐樹  
(メール:ir@inforichjapan.com)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度(詳細)の決定に関するお知らせ

当社は、第9回定時株主総会においてご承認をいただいた取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入について、本日開催の取締役会において、詳細内容を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

2024年3月28日開催の第9回定時株主総会において承認を受けた業績連動型株式報酬制度について、株式報酬総額6,000万円(うち社外取締役分は1,000万円)を上限として、その具体的内容を以下のとおり決定いたしました。

初回の評価期間における評価指標及びその具体的な目標金額	時価総額 1,000億円
基準株式数(ユニット数)	以下の計算方法による。 基準株式数 =対象取締役の役位別報酬基準額 / 基準株価
基準株価及びその算定方法	基準株価の算定方法は以下の方法による。

	<p>基準株価  = 目標とする時価総額 / 2023年12月末日現在の発行済株式の総数  = 1,000億円 / 9,379,775株  ≒ 10,661円</p>
目標達成度の判定	<p>目標達成度の判定方法は、以下の方法による。</p> <p>時価総額  = 判定月における以下の方法により算定した当社株式の株価  × 2024年12月末日現在の発行済株式の総数</p>
判定月	<p>判定月は、2025年2月とする。  (2024事業年度の決算が確定する予定の月であるため。)</p>
当社株式の時価の評価方法	<p>判定月の最終5営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値の平均株価とする。</p>

※ 各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、任意の指名・報酬委員会(委員総数4名)における審議を経て、取締役会において決定することといたします。

## 【参考資料(前回開示内容)】

### 1. 本制度の導入目的等

#### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

当社の取締役の金銭報酬の額は、本株主総会における第2号議案として報酬額改定議案を付議する予定であり、当該議案が原案通り承認可決された場合、取締役に対する報酬限度額は年額300,000千円以内(うち社外取締役分は30,000千円以内)となります。本株主総会では、上記の取締役に対する報酬限度額とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### (2) 本制度の導入

本制度は、対象取締役に対して業績連動型株式報酬として当社の普通株式を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

### 2. 本制度の概要等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間(以下「評価期間」といいます。)及び業績評価指標をあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式及び株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)です。

当社は、原則として、評価期間終了後、当社普通株式を割り当てるために、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会(委員総数4名。以下「任意の指名・報酬委員会」といいます。)における審議を経て、取締役会の決定に基づき、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法(以下「無償交付」といいます。)により、対象取締役に対して、当社普通株式を発行又は処分します。また、当社普通株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭(以下、単に「金銭」といいます。)を支給いたします。

本制度に基づき、対象取締役に対して支給する報酬は当社の普通株式及び金銭とし、その総額は、当社の取締役会において1年を下回らない範囲で設定する各評価期間につき60,000千円以内(うち社外取締役分は10,000千円以内)といたします。

なお、本議案に基づき、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、1株につき

各割当取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で取締役会が定める金額をもって、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、本制度に基づき発行又は処分される当社普通株式の総数は、当社の取締役会において設定する各評価期間につき10,000株以内（うち社外取締役分は2,000株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（本制度によるものを除き、当社普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他発行又は処分される当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。以下同じとします。）といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、任意の指名・報酬委員会（委員総数4名）における審議を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、初回の評価期間は、2024年1月1日から2024年12月31日までと設定し、初回の業績評価指標は時価総額とすることを予定しておりますが、初回の評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものといたします。

また、本制度に基づく対象取締役への当社普通株式の付与及び金銭の支給は、評価期間終了後に評価指標の達成度に応じて行うため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらが付与又は支給するか否か、並びに付与する当社普通株式の数及び支給する金銭の額のいずれも確定しておりません。

## (2) 対象取締役が交付を受ける当社普通株式の数の算定方法

各対象取締役に対して交付する当社普通株式の数（以下「最終割当株式数」といいます。）は、当社の取締役会があらかじめ定める対象取締役ごとの基準となる株式の数に、評価指標の達成度に応じた支給率及び0.6を乗じた数とします（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものといたします。）。

また、支給する金銭の額は、当社の取締役会が評価期間ごとにあらかじめ定める対象取締役ごとの基準となる株式の数に、取締役会が評価期間ごとにあらかじめ定める評価指標の達成度に応じた支給率及び0.4並びに各割当取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で取締役会が定める額を乗じた額と同額とします（ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものといたします。）。ただし、計算の結果、交付する当社普通株式及び支給する金銭の報酬額の総額が、各評価期間における報酬額の上限を超過することとなる場合には、その上限に収まるよう合理的な範囲で調整するものといたします。

## (3) 対象取締役に対する支給条件

当社は、対象取締役が以下の要件をすべて満たした場合又は取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に限り、各評価期間終了後、対象取締役に対して、上記(2)に基づき計算される数の当社の普通株式を割り当て、金銭を支給します。

- 1 対象取締役が、評価期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと
- 2 取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- 3 その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、当社は、評価期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合、当該新任対象取締役の評価期間中における在任期間等を踏まえて、割り当てる当社の普通株式の数を合理的な範囲で調整いたします。また、評価期間中に対象取締役が死亡又は正当な事由により退任する場合には、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、在任期間等を踏まえて合理的に調整した割当株式数に、該対象取締役が死亡又は正当な事由により退任した日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じた額と同額(ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものといたします。)の金銭を、当該対象取締役又はその承継者となる相続人に対して支給するものといたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。)、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に調整した割当株式数に、当該組織再編等の承認の日の前営業日における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じた額と同額(ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものといたします。)の金銭を、対象取締役に対して支給いたします。

以上